

水産庁の船も海上保安庁の船も自衛隊の船も事故がありましたよね。船長は乗組員の命を預かるのはいっしょですよ？

◆7月23日こちらから西部農林水産事務所宛て（レポート添付）

お世話になります。

またB様に転送お願いします。

6月26日に再々質問を水産庁にしておりますが返答はありません。詳しい内容はみのりホームページに掲載しております。

添付ファイルは法律の専門家のお客様が調べて作られたレポートです。このレポートも水産庁に転送お願いします。

水産庁に回答をする気があるのかと任意に戻す検討をされるのかをご確認下さい。

この業務規程を作られた責任者の方のメールアドレスは教えて頂けませんか？

大変お手数おかけします。水産庁は1か月近く返答がないのでよろしくお願いします。

もしこのままだやむやになるようなら湯崎県知事に業務規程に嘘を書かされる件のご意見を伺いたいです。

◆8月1日こちらから西部農林水産事務所宛て

お世話になります。

またお手数かけますが添付ファイルをB様に転送と湯崎知事への転送が出来ればお願いします。

未だに水産庁からの返答はありません。そちらかも経過の確認お願いいたします。

◆8月11日こちらから西部農林水産事務所宛て（知事宛て伺い書添付）

お世話になります。

知事にはこの文章いききましたか？

何も連絡がありませんがいったいどうなっていますか？

水産庁にも確認お願いします。

近日中に何かしらの連絡をお願いします。

◆8月14日水産課から

藤原 進 様

遊漁船業に係る業務規程についてご意見等をいただいた件については、次のとおりです。

今般、遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、遊漁船業者の安全管理体制の強化の一環として、遊漁船業の登録・更新の際に、都道府県が利用者の安全に関する業務規程の内容を確認し、その記載内容が農林水産大臣が省令で定める基準に適合しているか、審査の対象とすることになりました。

また、今回の改正により、法律が施行される際、現に登録を受けている遊漁船業者の業務規程に利用者の安全管理に関する体制等が記載されていない場合、登録の欠格要件に該当することとなるため法改正を踏まえた業務規程の変更を行うための猶予期間として改正法施行日から六月（令和6年10月1日）を経過するまでの間は適用しないとされたところです。

さて、国が定める業務規程例のうち別表6（安全確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項）に掲げる「利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。」、この記載が省令第10条に規定する利用者の安全確保等に関する基準に適合するために必須の記載事項に該当するのか等については、再質問をいただいたことを踏まえ改めて国（水産庁）から回答されるとのことです。

県としては、今回の法改正を踏まえ、遊漁船業に係る業務規程等の審査を適切に行って参ります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

広島県農林水産局水産課

漁業調整グループ B

〒730 - 8511 広島市中区基町 10 番 52 号

電話：082-513-3616（ダイヤルイン）

.....

◆8月15日こちらから水産課宛て

お世話になります。

返信ありがとうございます。

7月23日のレポートと8月1日の知事への伺い書は湯崎知事は確認されましたか？

この件は水産庁ではありません。広島県の話で一般常識があると思える知事にお伺いしております。

届いていないようなら理由をお聞かせください。

もう一度、知事室のページよりこちらに送ったことを確認します。

水産庁の業務規程【例】を作られた責任者の方の連絡先アドレス、お名前はお知らせ頂けませんか。直接聞きたいことがたくさんあります。

提出期限も迫ってきました。このままでは【踏み絵】や【詐欺師】が使うような手口で書きたくもない根拠のない【嘘】を書かされます。

B様には大変お手数おかけします。水産庁の返事がきまないのでよろしくお願いします。

◆8月15日水産課から

藤原 進 様

2024年8月15日にご意見等をいただいた件については、次のとおりです。

「7月23日のレポートと8月1日の知事への伺い書は湯崎知事は確認されましたか？」については、知事は県全体の運営と多忙な公務に従事しており、すべての問い合わせに対し個別に対応することは現実的に不可能です。

そのため、知事の方針や意向のもと、各担当課が所掌事務について責任を持って対応しております。担当課からの回答は、知事の考えを反映したものであることをご理解いただき、担当課からの回答をもってご了承くださるようお願いいたします。

また、「水産庁の業務規程【例】を作られた責任者の方の連絡先アドレス、お名前はお知らせ頂けませんか。」については、こちらから他組織の公開されていない情報をお知らせすることはできかねます。

なお、いただきましたご意見は、今後の県政運営の参考といたします。

◆8月20日こちらから水産課宛て（8月20日感想文添付）

お世話になります。

こちらの添付ファイルも法律に詳しい方の見解です。先生とは7月23日のレポートを作られた方です。

必ず水産庁に送信をお願いします。

先日の知事への伺い書の件、知事が後から文書を止めていたことを知られても大丈夫ですか？

【県知事の許可を得て遊漁船を営む県民が県に提出する書類に根拠のない嘘を書かされる】ことについてお聞きしておりますよ。

また難しい立場のB様にはお手数かけます。よろしくお願いします。

◆8月23日水産課から（お客様が質問されたものが何故か私宛に届きました。理由は後で理解出来ました。）

（お客様）C 様

お返事が遅れて申し訳ありません。

2024年8月16日にご意見等をいただいた件については、次のとおりです。

今般、遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、遊漁船業者の安全管理体制の強化の一環として、遊漁船業の登録・更新の際に、都道府県が利用者の安全に関する業務規程の内容を確認し、その記載内容が農林水産大臣が省令で定める基準に適合しているか、審査の対象とすることになりました。

従来から、遊漁船の船長は操船の責任者として航行の安全を確保するための業務を行うこと、業務主任者は、利用者の安全管理等の業務を誠実にを行うこと（改正遊漁船業法第12条及び第13条）を遵守し、それぞれの業務に専念する必要があることから、今般の法改正にあわせ、国が定めた業務規程例に「船長及び業務主任者は自ら釣りをしない」旨が明記されています。

なお、遊漁船業務主任者の業務については、改正遊漁船業法施行規則第15条第1項第3号において、「利用者に対し、安全かつ適正に水産動植物を採捕するために必要な指導及び助言を行うこと。」と定められており、業務の一環として、利用者に釣り方を教えるために釣りをすることは認められますが、船長及び業務主任者が自ら釣りをすることは、遊漁船業を行うに当たって船長及び遊漁船業務主任者の業務・職務では無いと認識しています。遊漁船業者が旧業務規程例の記載のように「漁場が込み合っている場合は釣りをしません」、「船長以外に適切に見張りできる者がいる場合を除き、船長自ら釣りをしません」旨記載した場合、両者の業務ではない、自身のための釣りも含まれることになることを踏まえ、業務規程例に「自ら釣りをしないこと」が規定されたところです。

さて、遊漁船の利用者として4点ほどご質問をいただきましたが、いずれも、国が定める業務規程例のうち別表6（安全確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項）に掲げる「利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。」、この記載例を踏まえ関係する改正遊漁船業法施行規則第10条に規定する利用者の安全確保等に関する基準に適合するのか審査を行う際の県の考え方についてのお問い合わせであると認識しています。

質問1 自らとは船長自身が一切の釣りをしないという意味合いなのか。

（回答）お見込みのとおりです。ただし、その船長が遊漁船業を営んでいないとき（例：客は乗船せず、自身が遊漁を楽しむ場合）の釣りは含みません。

質問2 利用者が指南を仰ぐ為に船長に依頼した場合は、「船長自らではない」と解釈できるのではないかと。

（回答）船長等が利用者の安全を確保したうえで、利用者に釣り方を教える一環として釣りを行うことは可能だと考えています。

質問3 利用者が持ち帰る魚の数を増やしたい為に船長に依頼した場合は、「船長自らではない」と解釈できるのではないかと。

（回答）利用者の釣果を増やすことのみを目的とする場合は、釣り等に関して利用者への指導の範疇には該当しないと考えます。

質問4 また、これらを鑑み、利用者からの要望に対しては、安全が担保出来る状況の詳細を明示し、機会を限定して船長が釣りをすることもあり得る旨を業務規定に書き足して変更の届出をした場合、行政の立場として受理するべく検討の余地があるか。

※ 安全が担保出来るとは、例として風速5m/s以下かつ波高50cm以下で半径50m以内に他の船舶が居ない等の状況です。

（回答）遊漁船業を営むために規範となる業務規程には、船長等自ら釣りをしない旨、明記される必要があると考えます。なお、事業者とのやり取りの中でこうした見解の相違が解消せず、修正に応じていただけない場合には、この業務規程の届出を受理する検討の余地はあると考えます。

・・・・・・・・・・・・・・・・

広島県農林水産局水産課
漁業調整グループ B
〒730 - 8511 広島市中区基町 10 番 52 号
電話：082-513-3616 (ダイヤルイン)
.....

◆8月23日こちらから水産課宛て

1 通目

お世話になります。

こちらはC様に送ります。

また新たな矛盾が出てますよ。大丈夫ですか？

私の16日と20日のメールには対応して頂けないのでしょうか？

水産庁に続き水産課もフリーズですか？ 6月26日の質問から二か月です。それだけ考えても整合性のある回答が出来ないのなら間違えたのです。

追加、単純で簡単なすぐに回答できる質問です。

遊漁船船長は営業中、釣り禁止ですか？ イエスカノーでお答えください。

業務規程【例】は業務規程ですか？ こちらもイエスカノーでお答えください。

その他の質問は今月中に必ず水産庁と県からの回答よろしくお願いします。

もちろんこちらのメール全文も水産庁担当者に転送お願いします。

またまた大変ご苦勞とお手数かけます。

2 通目

度々申し訳ございません。

お客様への回答の最後の部分で確認です。

「受理する検討の余地はあると考えます。」とは削除した場合でも受理するということですか？

その場合は任意を認めるということですね。

◆8月24日こちらから水産課宛て

お世話になります。昨日のメールについてです。

1 通目の「水産庁に続き水産課もフリーズですか？」は違うことがC様宛てのメールを数回読み返してやっと理解出来ました。私のところに届いたことも理解出来ました。

お詫び致します。申し訳ありませんでした。

私は間違いを認め謝罪しました。

◆8月29日水産課から1 通目

藤原 進 様

ご意見等をいただいた件については、次のとおりです。

質問1 遊漁船船長は営業中、釣り禁止ですか？

(回答) 遊漁船の船長は操船の責任者として航行の安全を確保するための業務を行うこと、業務主任者は、利用者の安全管理等の業務を誠実にを行うこと（改正遊漁船業法第12条及び第13条）を遵守し、それぞれの業務に専念する必要があることから、今般の法改正にあわせ、国が定めた業務規程例に「船長及び業務主任者は自ら釣りをしない」旨が明記されています。

質問2 業務規程【例】は業務規程ですか？

(回答) 国が定めた業務規程例は、利用者の安全の確保等、要件に適合した業務規程を作成していただく際の指針となるものです。

.....

広島県農林水産局水産課

漁業調整グループ B

〒730 - 8511 広島市中区基町 10 番 52 号

電話：082-513-3616 (ダイヤルイン)

.....

◆8月29日水産課から2通目

藤原 進 様

ご意見等をいただいた件については、次のとおりです。

今般、遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、遊漁船業者の安全管理体制の強化の一環として、遊漁船業の登録・更新の際に、都道府県が利用者の安全に関する業務規程の内容を確認し、その記載内容が農林水産大臣が省令で定める基準に適合しているか、審査の対象とすることになりました。

また、今回の改正により、法律が施行される際、現に登録を受けている遊漁船業者の業務規程に利用者の安全管理に関する体制等が記載されていない場合、登録の欠格要件に該当することとなるため法改正を踏まえた業務規程の変更を行うための猶予期間として改正法施行日から六月(令和6年10月1日)を経過するまでの間は適用しないとされたところです。

さて、遊漁船業を営むために規範となる業務規程には、船長等自ら釣りをしない旨、業務規程に明記される必要があると考えますが、事業者とのやり取りの中でこうした見解の相違が解消せず、修正に応じていただけない場合には、その改正法に基づく業務規程の変更届出自体は、**受理することを原則**として対応したいと考えております。

届出の受理後、引き続き、その修正に応じていただけるよう指導等を行って参ります。

(お問い合わせの内容)

お客様への回答の最後の部分で確認です。

「受理する検討の余地はあると考えます。」とは削除した場合でも受理するということですか?

その場合は任意を認めるということですね。

.....

広島県農林水産局水産課

漁業調整グループ B

〒730 - 8511 広島市中区基町 10 番 52 号

電話：082-513-3616 (ダイヤルイン)

.....

◆8月29日こちらから水産課宛て

お世話になります。回答2件ありがとうございます。近々業務規程提出します。

◆9月10日こちらから西部農林水産事務所宛て

お世話になります。

おられるかどうかはわかりませんが明日、業務規程2部持参します。

同じ内容を確認頂き1部に日付の入った受領印をお願いします。不在でしたらお伝えください。

◆9月11日こちらから水産課宛て

B様

実際にお会い出来てご挨拶出来たことに感謝いたします。ありがとうございます。

提出した内容に問題が無いかの返答はいただけますか？

他の船長たちも心待ちにしていると思います。よろしくお願いします。

◆9月22日こちらから水産課宛て（不当な行政指導ファイル添付）

B様、お世話になります。

ご存知と思いますが添付ファイルのご確認お願い致します。

◆9月27日こちらから水産課宛て

お世話になります。

私と同じ業務規程の内容を福山の事務所に提出する方もいます。

不当な行政指導にならないようお願いします。

◆10月3日こちらから水産課宛て（9月26日・9月11日ファイル添付）

B様

お世話になっています。

他県ではまだまだ不当な行政指導がされているようです。

下記メールを島根県ホームページより送りました。

間違っているものは間違っていると言える組織であることを願います。

From: Fujihara <april27@ae.auone-net.jp>

Sent: Thursday, October 3, 2024 5:16 PM

To: '

Subject: 水産課、遊漁船担当者 D 様

初めまして。広島県の遊漁船みのり 藤原と申します。

浜田の遊漁船 E 丸さんに聞きました。業務規程別表 6「自ら釣りしません」を私のような書き換えが出来ないと対応されていますね。

不当な行政指導になる可能性が高いですよ。

添付ファイルを見ていただいたら行政指導であり強制でないことは明らかです。水産庁長官の名前で根拠書類が存在しないとも書かれていますよ。

広島県水産課の B 様と水産庁は F 様(9/11 の〇〇様)にもご確認下さい。

私のホームページをよく確認して頂き今後どういう対応されるか返事ください。

◆10月8日こちらから水産課宛て（山形県とのやりとりファイル添付）

お世話になります。

まだまだ他県ではこんな状況です。もちろんこのこともアップしています。

また B 様にお手数かけることになるかもしれません。

◆10月18日こちらから水産課宛て

お世話になります。

本日、聞いた話の確認をしたいです。

広島県の水産事務所での話です。

私と同じ別表 6 を変更届と提出しようとした方が「その必要がなくなりました。」と言われたそうです。

どういう意味でしょうか。書き換え削除しなくても釣りを認める。「自ら釣りしません」は変更届を出さなくても任意と言うことでしょうか？

